証券税制Q&A 教えて！小谷野先生 所得税編

小谷野幹雄（こやの・みきお）
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。
ホームページアドレス
http://www.koyano-cpa.gr.jp/

Q 私は、最近株式投資を始めたのですが、上場株式の譲渡益及び配当に関する課税には、様々な特例や優遇措置があると聞きました。その概要と適用期限について教えてください。

A

上場株式の譲渡益及び配当に関する課税には、下記のような特例及び優遇措置が設けられています（現在は、未適用でも将来の適用が決定しているものも含めています）。

①軽減税率
平成25年12月31日までの上場株式等の譲渡所得及び上場株式等の配当所得の税率は10%（所得税7十住民税3%）と優遇されています。ただし、平成26年1月1日以降は、20%（所得税15%十住民税5%）となります。

②申告不要の特例
源泉徴収を選択した特定口座内で行われた上場株式の譲渡益については、口座を開設した金融商品取引業者等が所得税を徴収、納付するため、この分に関する申告は不要となります。なお、源泉徴収される税率については、①と同様に、平成25年12月31日までは10%（所得税7十住民税3%）、平成26年1月1日以降は、20%（所得税15%十住民税5%）となります。

③上場株式の譲渡損失と配当所得の損益通算
その年分の上場株式の譲渡所得の金額の計算上、譲渡損失が生じた場合、これらの損失を上場株式の配当所得の金額から控除することができます。ただし、配当所得は申告分離課税を選択したものに限られます。平成22年分以降は、源泉徴収を選択した特定口座に上場株式の配当を受け入れると、その口座内で上場株式の譲渡損失と損益通算した上で源泉徴収され、確定申告不要制度の適用が受けられます。

④譲渡損失の繰越控除
上場株式の譲渡損失と配当所得の損益通算を行っても、なお控除しきれない損失がある場合、もしくは、配当所得と損益通算しない場合の譲渡損失の金額は、翌年以後3年間にわたり繰り越し、確定申告により上場株式等の譲渡所得及び配当所得から控除することができます。これにより、損失が生じた年は課税がないのは変わりませんが、その年以後3年以内に利益が生じた場合はその利益から繰り越された損失を控除した分だけ所得が少なくなります。

⑤特定管理株式の無価値化損失のみなし譲渡損
特定口座に預け入れている上場株式が上場廃止になり、その後破産などによる一定の事実によって株式の価値が喪失した場合、一定の金額を譲渡損失とみなすことができます。

⑥非課税口座の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の特例
金融商品取引業者等に開設した非課税口座において管理されている上場株式等にかかる配当等で、その非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内に支払を受けるものについては、所得税及び住民税は課されません。また、非課税口座開設の日の属する年の1月1日から10年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び住民税は課されません。また、非課税口座上場株式の譲渡による損失金額は、所得税及び住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされます。そのため、譲渡損失が発生しても上記の通算及び損失の繰越はできません。

この非課税口座は、平成26年から28年までの各年に、その年の1月1日において満20歳以上の投資家が、1人につき1年1口座に限って開設することができます。

（2）平成25年度税制改正の動向

平成24年9月12日（水）に平成25年度税制改正要望が、内閣府から発表されました。これは、各省庁が発表する税制改正に対する要望で、これらをもとに税制改正要綱が作成されるため、税制改正の争点ともいえます。金融庁からは次のような要望が出ています。特に公社債の課税関係の改正については注目されます。

・国内の個人株主が、株式と金銭の交付を受ける場合は、課税の繰り延べを認めること。

・国内の個人株主が、株式のみ交付を受ける場合は、課税の繰り延べを認めること。

①上場株式の組織再編等における個人株主の課税方法の簡素化等
上場株式の組織再編時等において

・国内の個人株主が、株式のみ交付を受ける場合は、当該資産の交付を譲渡所得とすること等。

②金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更）
金融商品間（上場株式等、公社債、預金、デリバティブ取引等）の損益通算の範囲等を拡大すること。また、上場廃止後に無価値化した株式について損益通算の対象とすること等。

③少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の恒久化等
1　投資可能期間を（平成26年からの3年間だけでなく）恒久化すること。
2　対象商品を拡大し、公社債、公社債投資信託への投資を可能とすること等。

ただし、あくまで「要望」のためこれに沿った改正が行われるとは限らないことに御留意下さい。

月中平均掲載日一覧

	東京、マザーズ	大阪、名古屋	東京外国銘柄 札幌、福岡	JASDAQ
2010年1月	2010年03月26日	2010年04月15日	2010年04月22日	2010年04月08日
2月	2010年04月30日	2010年05月13日	2010年05月20日	2010年05月11日
3月	2010年05月27日	2010年06月10日	2010年06月17日	2010年06月03日
4月	2010年06月24日	2010年07月15日	2010年07月23日	2010年07月08日
5月	2010年07月29日	2010年08月12日	2010年08月19日	2010年08月05日
6月	2010年08月25日	2010年09月09日	2010年09月16日	2010年09月02日
7月	2010年09月27日	2010年10月15日	2010年10月21日	2010年10月07日
8月	2010年10月28日	2010年11月11日	2010年11月18日	2010年11月05日
9月	2010年11月26日	2010年12月09日	2010年12月16日	2010年12月02日
10月	2010年12月24日	2011年01月14日	2011年01月20日	2011年01月07日
11月	2011年01月27日	2011年02月10日	2011年02月17日	2011年02月03日
12月	2011年02月24日	2011年03月10日	2011年03月17日	2011年03月03日
2011年1月	2011年03月25日	2011年04月14日	2011年04月21日	2011年04月07日
2月	2011年04月28日	2011年05月12日	2011年05月19日	2011年05月10日
3月	2011年05月26日	2011年06月09日	2011年06月16日	2011年06月02日
4月	2011年06月23日	2011年07月14日	2011年07月22日	2011年07月07日
5月	2011年07月28日	2011年08月11日	2011年08月18日	2011年08月04日
6月	2011年08月25日	2011年09月15日	2011年09月26日	2011年09月08日
7月	2011年09月29日	2011年10月14日	2011年10月20日	2011年10月06日
8月	2011年10月27日	2011年11月10日	2011年11月17日	2011年11月04日
9月	2011年11月25日	2011年12月15日	2011年12月22日	2011年12月08日
10月	2011年12月29日	2012年01月13日	2012年01月19日	2012年01月10日
11月	2012年01月26日	2012年02月09日	2012年02月16日	2012年02月02日
12月	2012年02月23日	2012年03月15日	2012年03月23日	2012年03月08日
2012年1月	2012年03月29日	2012年04月12日	2012年04月19日	2012年04月05日
2月	2012年04月26日	2012年05月17日	2012年05月24日	2012年05月08日
3月	2012年05月31日	2012年06月14日	2012年06月21日	2012年06月07日
4月	2012年06月28日	2012年07月12日	2012年07月20日	2012年07月05日
5月	2012年07月26日	2012年08月09日	2012年08月16日	2012年08月02日
6月	2012年08月23日	2012年09月13日	2012年09月21日	2012年09月06日
7月	*2012年09月27日	*2012年10月12日	*2012年10月18日	*2012年10月04日

＊は掲載予定日です。予定日は変更となる場合があります。